

類聚歌林の編纂

比護隆界

山上憶良の手に成る類聚歌林は、現在の処、七卷千余首の歌が類纂せられたもので、憶良が東宮に侍した、養老五年(七二二)頃に編纂されたのではないか、と推定注のされている。

ここにその論拠を纏めてみると、
(一) 卷一、6番歌の左註にある、「類聚歌林曰、記曰……」以下の内容が、現伝日本書紀の記述と一致する事により、「記」は「紀」の事である、と考えられている。即ち、書紀が引用されている事によって、歌林編述の上限年時は、書紀の撰上された、養老四年(七二〇)五月に想定する事が出来る。尚、8番歌の左註部分も、書紀の記述と一致する。

(二) 判明している憶良の閲歴の中、歌林編纂の時期としては、この東宮に侍した時が、一番適している。歌林逸文を見ると、書紀を引用している他、萬葉題詞とは異なる作者として、皇室の人々を挙げていて、その資料として使用されたものが、宮廷に伝わる公式文書類であった事を思わせるのであるが、このような公的な資料類を被見出来る機会としては、養老五年、東宮に侍した時が、最も相応しいと考えられる。

(三) 歌林逸文中の、天皇の宮号に付けられている、「馭字」という追号は、金石文等を調査した結果、専ら、元正天皇の養老に入ってから用いられて居り、歌林の成立年代もその頃において考えられる。

の三点に要約出来る。

しかしながら、養老五年頃の編纂とする一方においては、歌林が引用しているのは、現存書紀の底本となったものではないか、という可能性も否定し切れないのである。

又、久松潜一氏は、卷十一、十二に見られる分類法の分析、及び同巻中の出典本の挙げ方が、歌林と類似する事によって、卷十一、十二の古今相聞往来歌類を、歌林の一部をなす巻々ではないか、と推定され、後、別稿において、卷一、二、九に見える歌林所引のものが、「奈良時代以前の女歌人や歌人が大部分である」事によって、「渡唐以前に編」せられ、卷十一、十二のそれを、「渡唐から帰って編した」のではないか、と考へておられる。

本稿は、歌林逸文と現伝書紀とを対比させてみた結果、同一の記事とは認め難く、又養老五年頃という説には、いろいろ、従い難い点がある事を指摘し、改めて歌林の編纂時期について考察してみたものである。

二

集中、歌林の名が見えるのは、次の九ヶ所である。(筆者注。——線部は歌林逸文と考えられる部分)

①卷一、「幸讚岐國安益郡之時、軍王見山作歌」(5・6) 左註

右、檢日本書紀、無幸於讚岐國。亦軍王未詳也。但、山上憶良大夫類聚歌林曰、記曰、天皇十一年己亥冬十二月己巳朔壬午、幸于伊与温湯宮云々。一書、是時宮前在二樹木。此之二樹斑鳩比米二鳥大集。時勅多挂稻穗而養之。仍作歌云々。若疑從此便幸之歟。

②卷一、「額田王歌未詳」(7) 左註

右、檢山上憶良大夫類聚歌林曰、「書戊申年幸比良宮大御歌。但、紀曰、五年春正月己卯朔辛巳、天皇、至自紀温湯。三月戊寅朔、天皇幸吉野宮而肆宴焉。庚辰之日、天皇幸近江之平浦。」

③卷一、「額田王歌」(8) 左註

右、檢山上憶良大夫類聚歌林曰、飛鳥岡本宮御宇天皇元年己丑、九年丁酉十二月己巳朔壬午、天皇太后、幸于伊豫湯宮。後岡本宮馭宇天皇七年辛酉春正月丁酉朔壬寅、御船西征始就于海路。庚戌、御船泊于伊豫斐田津石湯行宮。天皇、御覽昔日猶存之物。當時忽起感愛之情。所以因製歌詠為之哀傷也。即此歌者天皇御製

焉。但、額田王歌者別有_二四首_一。

④ 卷一、「中皇命往_二于紀温泉_一之時御歌」(10、11、12) 左註

右、檢_二山上憶良大夫類聚歌林_一曰、天皇御製歌云々。

⑤ 卷一、「額田王下_二近江國_一時作歌、井戸王即和歌」(17、18) 左註

右二首歌、山上憶良大夫類聚歌林曰、遷_二都近江國_一時御_三覽_二三輪山_一御歌焉。日本書紀曰、六年丙寅春三月辛酉朔己卯、遷都于近江。

⑥ 卷二、「磐姫皇后思_二天皇_一御作歌四首」(85、88) 中

85 君が行き日長くなりぬ山たづね迎へか行かむ待ちにか待たむ

右一首歌、山上憶良臣類聚歌林載焉。

⑦ 卷二、「古事記曰、輕太子姁_二輕太郎女_一。故、其太子流_二於伊豫湯_一也。此時、衣通王、不堪_二戀慕_一而追往時歌曰

90 君が行き日長くなりぬ山たづの迎へを往かむ待ちには待たじ今、山たづと云ふは、造米といふぞ。

右一首歌、古事記与_二類聚歌林_一所_レ説不_レ同。歌主亦異焉。因檢_二日本紀_一曰、……

⑧ 卷二、「高市皇子尊城上殯宮之時、柿本朝臣人麿作歌一首并短歌」……「或書反歌一首」(202) 左註

右一首、類聚歌林曰、檜隅女王、怨_二泣澤神社_一之歌也。案_二日本紀_一云、十年丙申秋七月辛丑朔庚戌、後皇子尊薨。

⑨ 卷九、「大寶元年辛丑冬十月、太上天皇大行天皇幸_二紀伊國_一時詔十三首」中の(1673) 左註

右一首、山上臣憶良類聚歌林曰、長忌寸意古曆應_レ詔作_二此詞_一。

以上の中、①及び③に見られる逸文と、現伝書紀との相似部分の解釈如何によって、歌林の編述年時に振幅が生ずる事は、前述した通りであるが、私は以下に述べる理由によって、養老五年頃の編纂、という説には従い難いのである。それは第一に、①及び③の歌の歌林逸文条と、書紀の記述とは、必ずしも一致するとは言えない、という事である。頰を厭わずに、逸文と、それと同一内容といわれる書紀の記述とを併記してみると、左のような相違が見られる。

① 歌林逸文……………記曰、天皇十一年己亥冬十二月己巳朔壬午、幸_三于伊与温湯宮。云々

舒明紀十一年……………十二月己巳朔壬午、幸_三于伊豫温湯宮。

③ A 歌林逸文……………飛鳥岡本宮御宇天皇元年己丑九年丁酉十二月己巳朔壬午天皇太后、幸_三于伊豫湯宮。

舒明紀十一年……………十二月己巳朔壬午 幸_三于伊豫温湯宮。

B 歌林逸文……………後岡本宮馭宇天皇七年辛酉春正月丁酉朔壬寅、御船西征始就_二于海路_一。

齋明紀七年……………七年 春正月丁酉朔丙寅、御船西征、始就_三于海路_一。(甲辰条略)

庚戌、御船、泊_三于伊予斐田津石湯行宮_一。

庚戌御船、泊_三于伊豫熱田津石湯行宮_一。熱田津、此云三
備根柁豆。

先ず、①についていえば、次の三点により現伝書紀とは異なるもの、と考えられる。

イ、諸本全て「記」に作っている事

ロ、「記曰」の下に、「天皇」以下の八字がある事。これを憶良の加筆、とみる事も出来るが、「記曰」とある事によつて、「記」の本文と考えるのが妥当と思われる。

ハ、「温湯宮」の下に、続行文のあった事を示す符号が付いている事。これは、①の一書、④の歌林逸文と同様に、「記」の文が続行していた、と考えられる。

即ち、逸文の記述を直截に受け取れば、書紀の記述と一致する部分はあるにしても、終始同文と見る事は出来ないであつて、この点は、次の③のAの部分において、より明確になるといえる。

舒明紀九年条に伊豫湯宮行幸の記事が見えない事は、諸注の注意している処であるが、十一年に伊豫温湯宮行幸の記事がある事によつて、この部分には、年号「十一年己亥」の脱落(美夫君志、注釈)、もしくは誤記(講義、私注)があったのではないか、と考えられている。私も又、九年十二月の干支は辛亥である事、歌林逸文と十一年条との相似、という二点によつて、「十一年己亥」という年号の欠落があつた、と考えたいのであるが、こゝでも①の場合と同様に、次のような理由によつて、現伝書紀を資料にして成立した、とは考え難いのである。

イ、天皇の宮号表記法が、厳密には書紀の記述方法と異なる事。(詳細については後述)

ロ、「天皇太后」の四字が入っている事。但、この③、Aと同一と思われる①の逸文には、この四字が見えず、徳良の加筆があった、とも考えられるが、反対に①において、続行文が省略されたように、この四字も削除された、と考える事も出来るのである。

尚「元年」以下の八字については、伊豫湯行幸が五度、とする伊豫風土記逸文の記事に信を置けば、当然上記の八字は否定されなければならないが、書紀と伊豫風土記との関係が明確でない現在、一概に否定する事は出来ないと考えられる。

次に③のBの部分、略、斎明紀七年の記述と一致するものであるが、上述のように舒明紀と歌林逸文の記述が同一視出来ない事、及びこゝでも又斎明天皇の宮号表記法が書紀と異なる事、の二点から考えて、現伝書紀との関係について疑問を抱かざるを得ないのである。

即ち、歌林逸文の記述は、一見現伝書紀と似てはいても、書紀そのものを資料にして編纂されたのではなく、書紀の稿本類、もしくは書紀とも相通ずる資料類を使用する事によって成立した、と言い得るのではなからうか。

第二に指摘出来る事は、編纂期間についての疑問である。

続紀に記す「退朝之後。令侍東宮^{注(5)}焉。」の実態については、小島憲之氏も言われるようによく判らないが、通説のように、巻八、158番歌の左註に「應令」とある事によって、養老八年(七二四)二月の東宮即位時まで、侍事が続いていたとすると、その期間は凡そ三年間という事になる。もしこの期間中ずっと諸資料類を被見する機会があったとしても、現在考えられている、七卷千余首に対する処の、三年間という期間は如何なものであろうか。

因に、史書類の撰修期間は、日本書紀三十卷は四朝四十年間、続日本紀四十卷は三十三~三十九年間、日本後紀四十卷は二十一年間、文徳実録十卷が八年間の長期を要した、とされて居て、前述の三年間とは比すべくもない。又、古事記三卷は、元明天皇の詔が出てから、僅か四ヶ月余で撰録されているが、これには天武朝の稗田阿礼による帝紀旧辞の誦習以来、長い準備期間があったわけで、対比させて考える事には無理がある。

勿論、此等史書類と歌林とは、編纂目的、内容、共に異なるものであって、同列に置いて考える事は出来ないが、

「山上憶良大夫類聚歌林」の語調の中に、助力者の存在を考える事は困難であり、又逸文内容から類推して相当詳しい註記が在ったと思われる事によっても、より長期の編纂期間を考える必要があるのではなからうか。

第三の理由として、①及び②の逸文に引用せられる「一書」は、共に風土記、書紀撰上以前に、中央に存在した書であると考えられる。即ち、①の「一書」の内容が仙覚抄卷三所引の伊豫風土記逸文に似ている事は、夙くに指摘されており、「恐らくこの古傳の源は一つであった」とさえ言われるが、風土記撰進詔の出た和銅六年（七一三）以降、養老四年頃迄に、憶良が伊豫の国衙に赴いて、風土記の稿本類を見たとは考えられないのである。又、②の一書は、戊申という年号を信用した場合、正史である書紀に無い史実を記載している事になるが、これは正史撰上以前の編纂に懸るものであったが故に、記録し得たものではなからうか。

第四に、歌林逸文中に見られる天皇の宮号表記法と、書紀の記述方法との相違を指摘する事が出来る。

	万葉集	日本書紀
舒明天皇	高市岡本宮御宇天皇	○天皇遷於飛鳥岡傍。是謂岡本宮。(舒明紀二年十月) ○或本云、呼廣額天皇、為高市天皇也。(皇極紀二年分注)
齋明天皇	後岡本宮御宇天皇	是歲、於飛鳥岡本、更定宮地。……號曰後飛鳥岡本宮。 (齋明紀二年)

右は、萬葉集と書紀における、舒明、齋明兩天皇の宮号であるが、これについて坂本太郎氏は、両書の関係について述べた中で、次のように言われる。^{注(8)}

先ず、舒明天皇について、「宮号として高市岡本宮と続けて言った例は書紀にはない。だから、この書き方は書紀にもとずいたとは言いがたい。」とし、又、齋明天皇についても、「書紀では……岡本の上に飛鳥があるから、正しくいえば書紀によっているとは言えない。」として、萬葉集が書紀を根本資料にはしていない、という論拠の一つにしておられる。

この方法を援用すれば、歌林逸文に見られる

舒明 飛鳥岡本宮御宇天皇

齋明 後岡本宮馭宇天皇

という表記法も、厳密には書紀に拠っていると云えない事になる。書紀は勅撰の史書として、国家的權威を以て編纂されたものであるが、そこにいる宮号表記法に影響されていない事は、歌林の編述年時が書紀のそれよりも遡る事を示している、と考えられる。

第五としては、先述した(第一節)「馭宇」の重要な用例の一つとなっている、葉師寺東塔の擦銘は、東塔そのものの、再建、非再建論争に結着が^{注9)}ついていない現在、確証として提出する事は出来ない、という事である。

第六として、逸文という内容が、先述したように、②の一書に於ては、書紀に無い史実が叙述されて居り、又⑥及び⑦に於ては、和銅五年(七二二)撰上の、古事記にいう作者との間に相違を見せている。これについて久松潜一氏は、「或は古事記や日本書紀とは異なつた資料によつたためではなからうか。」と述べておられるが、正史に拘束されていない、という事は、正に記紀撰上以前の編纂、という事情に起因するもの、と考えられるのではなからうか。

第七に、萬葉集の左註加筆者による、類聚歌林の使用法が指摘出来る。左註加筆者は、類聚歌林を記紀と並ぶ資料として使用しているが、これは加筆者が、歌林の資料及び成立事情が、記紀とは異なるものであつた事を知つていた為に行ない得たものではなからうか。

更に、以下に述べる理由は、歌林編纂の目的とも関連してくるものであるが、第八として、東宮に侍した際、憶良が置かれた具体的な立場を指摘する事が出来る。

小島憲之氏は、「令侍^{注10)}東宮」の実態を、官位令の規定に照らして追及された中で、憶良について、東宮傳、東宮大夫、東宮学士及び東宮侍講の可能性を否定し、蓋然性の高い役職として、東宮坊主書署あたりの長、を想定しておられる。とすれば、東宮侍講用の教科書として編まれた、という通説は再考を要する事になり、仮に一步譲つて、東宮学士辺りの依頼に依じて教科書として編んだ、とすると、今度は萬葉集の「山上憶良大夫……」という語調と相応しない事になって従えないのである。

第九に、右と照應する理由として、「類聚歌林」という、中国において、総集に対して用いられている正統的命名

法が使われている点も、東宮へ古い宮廷歌を進講する為の^{注四}、教科書の名前として相応しいものとは考えられないのである。

以上、養老五年頃の編纂という説に対し、種々の疑問点を指摘してきたのであるが、逸文内容の検討、及び外部徴証から考えて、歌林の編纂時期は養老四年以前に遡って見なければならず、それは又、宮中に伝わる公式文書及び書紀の資料とも相通ずる資料類を、相当長期間に渡って被見出来た時期、という事が出来るであろう。

三

養老四年（七二〇）以前の憶良の経歴の中、渡唐していた大宝元年（七〇一）から慶雲元年（七〇四）迄、及び伯耆国守としてあった靈龜二年（七二六）から養老四年頃迄は、除外して考えられるから、当面の考察の対象となるのは、大宝元年以前、もしくは唐より帰朝した慶雲元年から靈龜二年四月迄の、十数年余の何れか、という事になる。

ところで、この二つの時期の双方に、憶良がこの時期史書の編纂に携わっていたのではないか、という説が出されている。もしこのような説が首肯されるとすれば、前節で述べておいたように、歌林と書紀とが相通ずる資料を使用して成立したと考える時、正にこの史書の撰進に参画した時期と、歌林編纂の時期とは、オーバーラップして見る事が出来るわけである。

先ず、帰朝後の憶良が靈龜二年迄のある時期に、「日本書紀の編纂に参加したのではないか」とされたのは、吉永登氏^{注四}である。氏は、「日本書紀が外国にも示すことを考えての最初の史書であったとすれば、その編纂に漢文に練達した人が動員せられるであろうし、中において入唐までしている憶良が起用せられたと考えることは当然」として、更に、憶良の詩賦及び日本書紀の双方に、憶良が持ち帰ったと思われる藝文類聚が利用されている事から、「憶良が日本書紀の編纂に参加したため的一致とみてもよいのではないか。」としておられる。

次に、憶良が学んだ場について、天武十年（六八二）に開始された修史事業との関連を考えられたのは、山本健吉氏^{注四}である。氏は、「川島皇子が修史の仕事を拝命した天武十年には、憶良は二十二歳で、この事業の末端に参加することができたのであらう。親ら筆を執って録したのは中臣大嶋、平群子首だが、この兩人の下にあっての雑用であ

る。好學の心があつた憶良が、修史事業の末端にたづさはること、多くの未見の書物に触れる機会が生れ、その刻苦勉勵が上司、ひいては川島皇子の認めるところとなつた。」とされ、又「憶良がこれらの仕事に関与したかどうかは、まったく分らない。」とされつゝ、大宝律令の撰定という仕事を介在させて、粟田真人との関係をも考察しておられる。

以上の二説であるが、今この両説について見る時、史書の撰修過程との関わり方が問題となる。

天武十年に、川島皇子、忍壁皇子等に、帝紀及び上古諸事の記定事業の詔が下つた事は周知の事であるが、この記事の解釈、古事記序文に見える削偽定実事業との関係、更には続日本紀、和銅七年二月条の

詔ニ從六位上紀朝臣清人。正八位下三宅臣藤麻呂ニ。令撰國史。

という記事の、修史事業の中に於ける位置付け、といった点では諸説が錯綜して、俄かには結着が着け難い状態である。そこで本稿では、『天武十年紀の記事は書紀撰修の濫觴であり、この天武朝の修史事業は持統朝にも継承されたが、次の文武朝は、律令法典の撰定等て手が廻らず、中衰の時代を向えるに至つた。しかし元明朝の和銅七年二月、紀朝臣清人等に詔が下り、中断していた編集事業が再開された』とする坂本太郎氏の説（大略）に従つて、前記二説を見ていく事にする。

先ず、慶雲元年帰朝後、憶良が書紀の撰修に参加した、という可能性であるが、坂本氏の説に見られるように、和銅七年（七一四）迄は修史事業が中断、乃至は中だるみ状態にあつたと考えると、憶良が実質的に参加し得たのは、和銅七年から靈龜二年（七二六）四月迄の、二年間余注という事になる。私は帰朝後の憶良を、内分番で散位寮へ顔を出していた程度ではないか、と推定しているのであるが、仮に和銅七年以降、書紀の撰修に参加し得たとしても、歌林の編纂期間も含めて考える場合、前述のように二年間という期間は短かすぎて従えないのである。

一方、大宝元年以前の憶良については殆ど不明の状態であり、史書撰修との関連を示すものは何も無いが、天武天皇の意志を継承して、史書撰修を続行したとされる持統朝が中心になっている事、歌林編纂に懸ると思われる年数が設定出来る事、等が相俟つて、極めて蓋然性の高い時期として、指摘する事が出来るであらう。

そこで問題となるのは、史書撰修に携つたとした際の、憶良の置かれていた立場、及び撰修事業との関わり方であ

る。帰化^{注17)}一世と考えられる憶良の渡来年時は不明であるが、四十二歳迄無位無姓であり、又官途とは無縁であった事を思うと、幼少時の渡来ではなく、もっと年を経てのものであったと思われるが、以下そのような立場に憶良を置いて考えてゆきたい。

大宝元年以前の憶良については、既に中西進氏が、白鳳朝の「皇子文学圈」というものゝ中に於て、白鳳朝の皇子達が「皇子という立場においてかなり自由な扈從關係をもつ人々を、擁していたのではなかったか。」として、憶良も又「川島皇子の擁した配下ないしは親密な範圍の文人の一人」としてその立場を考えておられる。^{注18)}

確かに、相互に異伝を有する卷一、34 及び卷九、176 番歌について、村山出氏が「この歌が成立する時に二人の作者がかゝわり合いをもつような事情」^{注19)}を考えられたように、川島皇子との近接性は認めなければならず、その意味ではやはり川島皇子、もしくはそれに近い有力者邸での「賓客」(懷風藻、大友皇子伝)といった立場を考えざるを得ない。即ち、年を経て来朝した(天武朝辺りか)憶良は、川島皇子の周圍に在った先輩帰化人を頼っていったか、もしくは伝手を得て、いつか貴顕の邸の賓客の一人として偶されるようになり、偶々開始されていた史書の撰修に携わるようになったのではないか、という推定である。

書紀と帰化系の人々との関わりは、いろいろ指摘されている。

書紀に含まれている帰化人系の伝承について金井清一氏は、書紀の帰化人系伝承の一半は、帰化系氏族と深い関わりをもつ川嶋、忍壁両皇子が天武十年の記定事業に任せられた事によって記載されたものであり、両皇子が修史に携わったのも、それぞれ自己に關係深い氏族が、帝紀あるいは上古諸事の伝承に特別の機能を果しており、それを史籍の上に反映させる、という必然性があったものである。^{注20)}としておられる。

更には、書紀所引の百濟記、百濟新撰、百濟本記は、「百濟滅亡後日本に亡命した百濟人がその持参した記録を適宜編集して、百濟が過去に日本に協力した跡を示そうと、史局に提出したものでないか」^{注21)}とされ、又書紀がその編纂過程に於て、数多の漢籍を利用してゐる事も夙くから指摘されている。

このようにみてくると、史書の編纂に當つて、帰化系の人々が多数携つたであらう事は疑えず、又書紀に漢文的潤色を施す際の知識の提供者として、帰化系の人々が活躍したであらう事も容易に想像されるところである。

とすれば、川嶋皇子等が開始した史書撰修事業に、いつかこの事業の担当者の一人である有力者の邸に賓客としてあった憶良も加わるようになり、こゝに書紀の資料類や宮中に伝わる公式文書類を被見する機会を得た憶良は、一方に於て類聚歌林の編纂に着手したのではないか、と考えられるのである。

但し問題は、そのような私邸に於て編纂事業が為し得たか、という事であるが、皇極紀四年六月条には

己酉、蘇我臣蝦夷等臨誅、悉焼^{注四}天皇紀・國記・珍寶^{注四}。船史惠尺、即疾取^{注四}所焼國記^{注四}、而奉^{注四}獻中大兄。……

とあり、これを未完成のものが蘇我氏の私邸に留められていた、と解すると、当時の蘇我氏と皇室との関係から考えて同列には論じられないにしても、天武朝以降の場合も十分可能性がある事と考えられる。

然して以上のように考えてきた時、歌林逸文と現伝書紀との間に、干支や史実に関して異同がある事、更には歌林という作者が皇室関係者に集中している点も、素直に理解出来るのではなからうか。

最後に、大宝元年以前のある時期に開始された歌林編纂の終了年時であるが、歌林逸文中、最も年代が下るのは、大宝元年十月行なわれた紀伊行幸の際の、長忌寸意吉磨の応詔歌に関する註記である。時に憶良は遣唐録事として九州に在り、渡海前に加筆する事は不可能である。これから類推すると、憲雲元年帰朝後改めて歌林の編纂が再開され渡唐中に詠まれた歌をも包摂しつゝ、遅くとも靈龜元年（七一五）頃までには完成していた、と言えるのではなからうか。

四

以上、類聚歌林七巻の編纂時期として、従来考えられてきた養老五年頃という年代には、現存の歌林逸文による限りでは、いろ／＼問題点が存在する事、代つて考えられる時期としては、大宝元年以前、憶良が有力者の邸に賓客として在った時、そこで行なわれていた史書の編纂に参加、協力する事によって、諸種の公的な資料類を被見する機会が生じ、一方に於て其等を活用する事によって類聚歌林の編纂を開始し得たのではないか、と推定してみたわけである。

然して上述のように考えた場合、当然の課題として、歌林編纂に至った動機そのものも改めて考察する必要がある

が、これについては又別の機会に触れる所存である。^{注四}

注(1) 吉永登氏「類聚歌林の形態について」〔『万葉』二十一号、三十一年十月〕

注(2) 澤瀉久孝氏「山上憶良の生涯とその作品」(春陽堂『万葉集講座』第一卷所収)。市川寛氏「御字」用字考〔『国語・国文』三卷六号、八年六月〕。吉田幸一氏「類聚歌林放」〔『国語と国文学』十六卷三号、十四年三月〕。高野正美氏「類聚歌林」〔『古代文学』六号、四十二年十二月〕。坂本太郎氏「万葉集と日本書紀」〔『上代文学』二十一号、四十二年十二月。後『古典と歴史』に所収〕。橋本達雄氏「初期の憶良——その歌人的性格と位置——」〔『跡見学園女子大学紀要』創刊号、四十三年三月〕。

注(3) 澤瀉久孝氏前掲論文。佐々木信綱氏「短歌読本 山上憶良」(一九九頁)。久松潜一氏「万葉集と類聚歌林」〔『武蔵野文学』十七、四十四年十二月〕。参

注(4) 久松潜一氏「類聚歌林と卷十一、十二」〔『万葉集注釈』卷第十二附録、三十八年七月〕。「万葉集とその原資料——類聚歌林・人麻呂歌集その他——」〔『短歌研究』二十七卷一号、四十五年一月〕。

注(5) 小島憲之氏「歌はぬ憶良——『令待東宮』の解釈——」〔『国語と国文学』四十九卷十号、四十七年十月〕。

注(6) 坂本太郎氏「日本古代史の基礎的研究」上、(一九二〇頁)。

注(7) 吉田幸一氏前掲論文

注(8) 坂本太郎氏前掲論文

注(9) 町田甲一氏「薬師寺は白鳳か天平か」(和歌森太郎氏編『日本史の争点』所収)。

注(10) 久松潜一氏前掲論文

注(11) 小島憲之氏前掲論文。尚小島氏は「憶良が『類聚歌林』を編纂したのも、歌人としてと云ふよりは、むしろ渡唐し、多少の漢籍読破の力を身につけたための述作物とみることでもできるであろう。」とされ、帰朝後の編纂と考えておられるようである。

注(12) 高野正美氏前掲論文。

注(13) 吉永登氏「古典とその時代Ⅱ 万葉集」(一六五—一六七頁、三十二年十月刊)

注(14) 山本健吉氏「詩の自覚の歴史——大伴旅人と山上憶良——」〔『自由』四十二年一月〕

注(脚) 坂本太郎氏「日本古代史の基礎的研究」上、(一八—一八六頁参)

- 注(16) 別稿「憶良の叙位」(『明治大学大学院紀要』九集、四十六年十二月)
- 注(17) 別稿「山上臣憶良の出目——律令制度下の國司任官の異状に關連して——」(『文芸研究』二十八号、四十七年十月)
- 注(18) 中西進氏「大宝以前の憶良」(『五味智英先生還曆記念 上代文学論叢』所収、四十三年十二月刊)
- 注(19) 村山出氏「筑紫下向以前の憶良——初期の歌の性格と背景の検討——」(『国語国文研究』三十五号、四十一年九月)
- 注(20) 金井清一氏「日本書紀における帰化人伝承と川嶋・忍壁皇子」(『五味智英先生還曆記念 上代文学論叢』所収)
- 注(21) 日本古典文学大系『日本書紀』上、小島憲之氏「解説」。
- 注(22) 日本古典文学大系『日本書紀』下、二六五頁頭注。
- 注(23) これについては別稿「失はれた歌群——類聚歌林の編纂動機——」を予定